

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号
特開2010-5256
(P2010-5256A)

(43) 公開日 平成22年1月14日 (2010.1.14)

(51) Int.Cl.
A 6 1 B 19/02 (2006.01)
A 6 1 B 1/00 (2006.01)

F 1
A 6 1 B 19/02 5 0 2
A 6 1 B 1/00 3 0 0 B

テーマコード (参考)
4 C 0 6 1

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2008-170211 (P2008-170211)	(71) 出願人	000005430 フジノン株式会社 埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目324番地
(22) 出願日	平成20年6月30日 (2008. 6. 30)	(74) 代理人	100075281 弁理士 小林 和憲
		(74) 代理人	100095234 弁理士 飯嶋 茂
		(72) 発明者	則信 知哉 埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目324番地 フジノン株式会社内
		Fターム (参考)	4C061 GG11

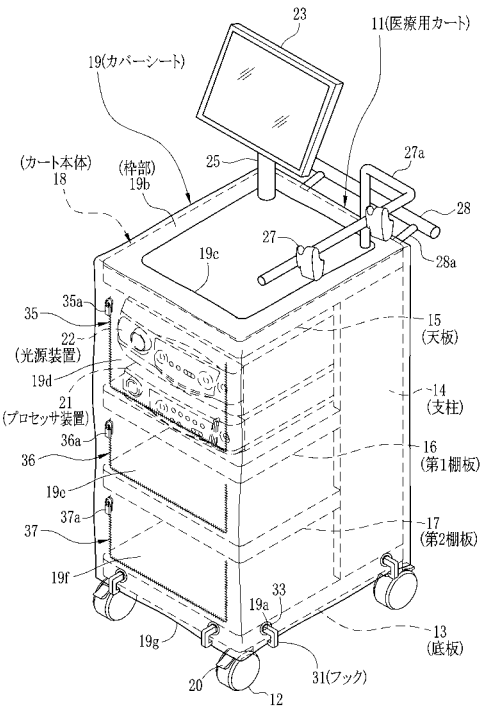
(54) 【発明の名称】 医療用カート

(57) 【要約】

【課題】 移動中だけでなく機材の使用中でも機材の落下を防止するとともに汚物等による機材等の汚染を防止する。

【解決手段】 医療用カート11は、キャスタ12を備えた底板13と、一对の支柱14と、最上段の天板15と、天板15および底板13の間を仕切る第1、第2棚板16、17とからなるカート本体18と、このカート本体18の外側に着脱自在に被せられ、第1棚板16の上面に載置されたプロセッサ装置21、光源装置22を遮蔽する筒状をしたカバーシート19とからなる。カバーシート19の前面には、ファスナー35~37によって開閉自在の窓部19d~19fが設けられている。スライダー35aを操作して窓部19dを開け、内視鏡のユニバーサルコードをプロセッサ装置21、光源装置22に接続した後、スライダー35aを操作して、ユニバーサルコードが挿通される程度に、窓部19dの開け具合を必要最小に調節する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

移動用の車輪が底部に取り付けられた底板と、最上段の天板と、前記底板と天板とを離間して連結する支柱と、前記底板と天板との間を仕切るように支柱の中間部に取り付けられ、医療用の機材を載置する棚板とからなるカート本体と、

このカート本体の外側に着脱自在に被せられ、少なくとも前記底板と天板との間を棚板ごと覆うカバー部材と、

このカバー部材の少なくとも一部に設けられた窓部と
から構成されたことを特徴とする医療用カート。

【請求項 2】

前記カバー部材は、前記天板、棚板及び底板の各周面に遊嵌される筒状をしており、前記カバー部材の上方部には、前記天板と係合する第 1 係合手段を有し、下方部には、前記底板と係合する第 2 係合手段を有することを特徴とする請求項 1 記載の医療用カート。

【請求項 3】

前記第 1 係合手段は、前記カバー部材の上方部に連設され、前記カバー部材をカート本体に被せた状態で、前記天板の上面の周縁部にほぼ一定の幅で当接する額縁状の枠部であることを特徴とする請求項 2 記載の医療用カート。

【請求項 4】

前記第 2 係合手段は、前記カバー部材の下方部に形成され、前記カバー部材をカート本体に被せた状態で、前記底板の周面に取り付けられたフックに係合する孔であることを特徴とする請求項 2 または 3 記載の医療用カート。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、医療用の機材が載置される医療用カートに関する。

【背景技術】**【0002】**

電子内視鏡（以下、内視鏡という）は、プロセッサ装置や光源装置に接続して用いられる。また、プロセッサ装置には、内視鏡画像を表示するモニタが接続される。内視鏡は、適宜場所を移動させて使用するため、プロセッサ装置、光源装置及びモニタは、医療用カートの棚板に載置されて使用される（特許文献 1、2）。

【0003】

特許文献 1 記載の医療用カートでは、埃や衝突等によるプロセッサ装置等の機材の故障や破損を防止し、患者に不安感を与えないように遮蔽するため、モニタを覆うフードと、機材の前面を覆うロール式のスクリーンとがそれぞれ開閉自在に設けられている。

【特許文献 1】特開 2007-75392 号公報

【特許文献 2】特開 2004-223156 号公報

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

ところで、医療用カートは、長距離の移動中のみならず医療現場においても、人や物に接触したり、こまめな移動と急停止とを繰り返すことがあり、医療用カートの棚板に載置したプロセッサ装置等の機材が棚板から落下するおそれがある。上記特許文献 1 記載の医療用カートでは、機材を使用していない時や長距離移動中では、スクリーンを下げて機材を遮蔽しているが、医療現場で内視鏡のユニバーサルコードを機材に接続した状態では、スクリーンを上げて、機材を露呈しておく必要があり、機材の落下防止に対しては全く役に立たない。

【0005】

更に、スクリーンを上げて、機材を露呈した状態では、患者の体腔内から抜き出したばかりの内視鏡を医療用カートのハンガーに吊り下げた場合、汚物等で汚れた内視鏡の先端

10

20

30

40

50

部が、棚板に載置されている機材や棚板の縁などに接触して、これらを汚染するおそれもある。

【 0 0 0 6 】

本発明は、上記課題に鑑みてなされたものであり、移動中だけでなく機材の使用中でも機材の落下を防止できるとともに、汚物等による機材等の汚染を防止することができる医療用カートを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 7 】

上記目的を達成するために、本発明の医療用カートは、移動用の車輪が底部に取り付けられた底板と、最上段の天板と、前記底板と天板とを離間して連結する支柱と、前記底板と天板との間を仕切るように支柱の中間部に取り付けられ、医療用の機材を載置する棚板とからなるカート本体と、このカート本体の外側に着脱自在に被せられ、少なくとも前記底板と天板との間を棚板ごと覆うカバー部材と、このカバー部材の少なくとも一部に設けられた窓部とから構成されたことを特徴とする。

10

【 0 0 0 8 】

前記カバー部材は、前記天板、棚板及び底板の各周面に遊嵌される筒状をしており、前記カバー部材の上方部には、前記天板と係合する第1係合手段を有し、下方部には、前記底板と係合する第2係合手段を有することが好ましい。

【 0 0 0 9 】

前記第1係合手段は、前記カバー部材の上方部に連設され、前記カバー部材をカート本体に被せた状態で、前記天板の上面の周縁部にほぼ一定の幅で当接する額縁状の枠部であることが好ましい。

20

【 0 0 1 0 】

前記第2係合手段は、前記カバー部材の下方部に形成され、前記カバー部材をカート本体に被せた状態で、前記底板の周面に取り付けられたフックに係合する孔であることが好ましい。

【発明の効果】

【 0 0 1 1 】

本発明の医療用カートによれば、カバー部材をカート本体の外側に着脱自在に被せ、少なくともカート本体の底板と天板との間を棚板ごと遮蔽するとともに、開閉自在の窓部を介して機材の一部が露呈可能としたので、移動中だけでなく機材の使用中でも機材の落下を防止できるとともに、汚物等による機材等の汚染を防止することができる。

30

【発明を実施するための最良の形態】

【 0 0 1 2 】

本発明の第1実施形態を示す図1において、医療用カート11は、四隅にそれぞれキャスト（車輪）12を備えたほぼ矩形状の底板13と、底板13の両側辺奥側に固定され、上方に向けて配設された一对の支柱14と、一对の支柱14の上端部に、両側辺奥側で固定されたほぼ矩形状の天板15と、天板15および底板13の間を仕切るように一对の支柱14の中間部に、両側辺奥側で固定されたほぼ矩形状の第1及び第2棚板16、17とからなるカート本体18と、このカート本体18の外側に着脱自在に被せられ、底板13、棚板16、17の上面に載置された医療用の機材等を遮蔽する筒状をしたカバーシート19（カバー部材）とからなる。本実施形態では、底板13、棚板16、17、及び天板15の各サイズは同じにしてある。

40

【 0 0 1 3 】

カバーシート19は、防水性及び耐薬品性を有する透明または半透明の樹脂、例えば熱可塑性ポリウレタンエラストマーやシリコン変性熱可塑性ポリウレタンエラストマーなどから形成されたシートであり、底板13、棚板16、17に載置された機材等の状態が見て判るとともに、この機材等を埃や水や汚物などから守る。また、カバーシート19は、頑丈で破れにくく、かつ適度な柔軟性を有しているから、医療用カート11が移動中に物や人に接触したり、医療用カート11を急停止させた場合でも、内部の機材等が底板1

50

3, 棚板 16, 17 から落下したり、傷ついたりするのを防止する。なお、以下、一対の支柱 14 と反対側で機材の出し入れを行なう側の面をカバーシート 19 の前面、この前面と反対側を背面、前面と背面との間の面を側面ということとする。

【0014】

各キャスト 12 には、その回転を禁止するためのストップレバー 20 がそれぞれ設けられている。ストップレバー 20 が上がった状態ではキャスト 12 の回転は不能となり、ストップレバー 20 が下がった状態ではキャスト 12 の回転は可能となる。

【0015】

底板 13, 棚板 16, 17 の各上面には、医療用装置などの医療用の機材を載置し、天板 15 の上面には、例えば鉗子やピンセット等の比較的小さな道具などの機材を載置する。本実施形態では、第 1 棚板 16 の上面に、医療用の機材として、周知のプロセッサ装置 21 および光源装置 22 を重ねた状態で載置している。

【0016】

プロセッサ装置 21 は、周知の内視鏡（図示せず）と、ユニバーサルコードを介して接続され、内視鏡で撮影された内視鏡画像を取り込んで、その画像を液晶ディスプレイ等のモニタ 23 に出力する。光源装置 22 は、プロセッサ装置 21 と同じく内視鏡に接続され、撮影のための照明光を内視鏡に供給する。

【0017】

モニタ 23 は、天板 15 の上面の一隅に取り付けられたスタンド 25 に固定され、スタンド 25 内の配線を介してプロセッサ装置 21 に接続されている。モニタ 23 には、プロセッサ装置 21 から出力された内視鏡画像が表示される。また、天板 15 の上面の別の隅には、内視鏡の操作部（図示せず）を引っかけて内視鏡をぶら下げるハンガー 27 が着脱自在に取り付けられている。このハンガー 27 は、バー 27a の先端部を天板 15 に形成された穴に差し込むことにより天板 15 に取り付けられており、バー 27a を上方に引き上げれば、ハンガー 27 を天板 15 から取り外すことができる。

【0018】

内視鏡をハンガー 27 にぶら下げると、患者の体腔内に挿入される内視鏡の挿入部（図示せず）が、医療用カート 11 の側方に垂れ下がる。このため、内視鏡の挿入部に付着した汚物が底板 13, 棚板 16, 17 や、これらの上面に載置された機材に付着するおそれがあるが、これらはカバーシート 19 によって遮蔽されているから、汚物によるこれらの汚染が防止される。

【0019】

天板 15 の一辺の周面には、一対の支持部材 28a を一体的に設けた棒状のハンドル 28 が着脱自在に取り付けられる。この着脱機構は、例えば天板 15 の一辺の周面に支持部材 28a の先端部を受け入れる穴が形成してあり、この穴に支持部材 28a の先端部を差し込むと、ロックがかかるようになっている。このロックは、天板 15 の縁部に設けた解除ボタンを押すことによって解除されるから、この解除ボタンを押しながら、ハンドル 28 を引っ張って支持部材 28a を穴から引き抜けば、ハンドル 28 を天板 15 から取り外すことができる。

【0020】

ハンドル 28 を天板 15 に取り付け、ストップレバー 20 を下げた状態でハンドル 28 を把持して押したり引いたりすることにより、医療用カート 11 を自在に移動させることができる。カバーシート 19 の背面上方部の一部には、ハンドル 28 が挿通される開口（図示せず）が形成されている。

【0021】

底板 13 の周面には、カバーシート 19 を係止するための鉤型をしたフック 31 が取り付けられている。フック 31 は、底板 13 の各辺ごとに 2 個ずつ、合計 8 個取り付けられている。フック 31 は、カバーシート 19 の下方部に形成された丸孔 19a（第 2 係合手段）がカート本体 18 の下方から係合するように、その先端が下向きになるように取り付けられている。丸孔 19a は、フック 31 の各位置に対応した位置にそれぞれ形成され、

10

20

30

40

50

合計で 8 個が形成されている。なお、丸孔 19 a の周囲はドーナツ状のパッチ 33 で補強されている。

【0022】

カバーシート 19 は、天板 15 の上面と底板 13 の底面とを除くカート本体 18 のほぼ全体を覆う筒状をしており、天板 15 側には、天板 15 の上面の周縁部にほぼ一定の幅で当接する矩形状をした額縁状の枠部 19 b (第 1 係合手段) が連設されている。この枠部 19 b が天板 15 の上面の周縁部に当接することにより、カバーシート 19 が下方へずれることを防止し、カート本体 18 に対するカバーシート 19 の上方部の位置決めが行なわれる。

【0023】

また、枠部 19 b が天板 15 に対応する矩形状をしているから、カバーシート 19 をカート本体 18 に被せた状態で、カバーシート 19 がカート本体 18 の周方向に回転してずれることが防止される。また、枠部 19 b の開口 19 c によって、天板 15 の上面の大部分は露呈されるから、なんらの支障もなく、天板 15 の上面に鉗子やピンセット等の医療用器具を置くことができる。

【0024】

カバーシート 19 の前面には、底板 13、棚板 16、17、及び天板 15 で区切られた 3 つの区間に対応する位置に、底板 13、棚板 16、17 の各上面に載置された機材等と、カート本体 18 にカバーシート 19 を被せたまま、アクセスできる開閉自在の窓部 19 d、19 e、19 f が設けられている。

【0025】

窓部 19 d、19 e、19 f は、カバーシート 19 の前面に、下側から開閉されるようにコの字状に切れ目を入れ、この切れ目に防水機能を有するファスナー 35 ~ 37 を取り付けることにより構成されている。ファスナー 35 ~ 37 のスライダー 35 a ~ 37 a を操作することにより、窓部 19 d、19 e、19 f をそれぞれ開閉することができる。

【0026】

第 1 棚板 16 の上面に載置されたプロセッサ装置 21、光源装置 22 に内視鏡を接続する場合は、スライダー 35 a を操作して窓部 19 d を開ける。この開け具合は、必要最小限とするのがよく、プロセッサ装置 21、光源装置 22 に接続される内視鏡のユニバーサルコードが挿通される程度にする。また、本実施形態では、底板 13、第 2 棚板 17 に何も機材を載置していないから、窓部 19 e、19 f は閉じたままとし、カバーシート 19 内への埃や汚物の侵入を防止する。

【0027】

カバーシート 19 をカート本体 18 に被せるには、予め第 1 棚板 16 の上面にプロセッサ装置 21、光源装置 22 を重ねた状態で載置しておく。そして、ハンガー 27 及びハンドル 28 を天板 15 から取り外した後、カバーシート 19 の前面がプロセッサ装置 21、光源装置 22 の正面側になっていることを確認し、カバーシート 19 を、開口 19 c と反対の開口 19 g 側から、カート本体 18 の天板 15 及びモニタ 23 の上から被せる。このとき、モニタ 23 は、開口 19 g のサイズよりも十分に小さいので、邪魔になることはない。

【0028】

続いて、カバーシート 19 の開口 19 g 側の縁を保持してこれを下方に引き下げると、カート本体 18 の全周がカバーシート 19 に覆われるとともに、枠部 19 b が天板 15 の上面の周縁部に当接する。この状態でカバーシート 19 の引き下げを止めれば、丸孔 19 a の各々が対応するフック 31 の各々と対向する。

【0029】

この状態から更に、カバーシート 19 の柔軟性を利用して、開口 19 g 側の縁を引っ張って引き下げ、丸孔 19 a の位置がフック 31 の位置よりもやや下方になるようにして、丸孔 19 a にフック 31 の先端部を通す。カバーシート 19 の開口 19 g 側の縁を引っ張るのを止めると、開口 19 g 側の縁が上昇して、丸孔 19 a がフック 31 に係合し、カバ

10

20

30

40

50

ーシート 19 がカート本体 18 に装着される。この後、ハンガー 27 及びハンドル 28 を天板 15 に取り付ければ、医療用カート 11 が使用可能な状態になる。

【0030】

丸孔 19a とフック 31 との係合により、カバーシート 19 の上方向へのずれが防止され、天板 15 の周縁部と枠部 19b との当接により、カバーシート 19 の下方向へのずれが防止されるから、医療用カート 11 を移動中でも、カート本体 18 に対するカバーシート 19 の装着状態は、ほぼ一定に保たれる。

【0031】

窓部 19d, 19e, 19f が閉じられていることを確認した後、ストップレバー 20 を下げた状態でハンドル 28 を把持して押し、医療用カート 11 を所望の医療現場に移動させる。この間に、医療用カート 11 が人や物に接触したり、医療用カート 11 を急停止させることにより、プロセッサ装置 21 や光源装置 22 が移動するようなことがあっても、プロセッサ装置 21 や光源装置 22 は、カバーシート 19 の内側の面に当接し、第 1 棚板 16 から落下するようなことはない。

【0032】

医療現場に到着したら、ストップレバー 20 を上げてキャスタ 12 をロックし、医療用カート 11 が不用意に移動しないようにする。スライダー 35a を操作して窓部 19d を開け、内視鏡のユニバーサルコードをプロセッサ装置 21, 光源装置 22 に接続する。この後、スライダー 35a を操作して、ユニバーサルコードが挿通される程度に、窓部 19d の開け具合を必要最小に調節する。窓部 19e, 19f は開ける必要ないので、閉じたままとする。窓部 19d の上からカバーシート 19 を指で押圧すれば、カバーシート 19 が撓んでプロセッサ装置 21, 光源装置 22 の前面に配置されたボタン類を操作することができる。

【0033】

内視鏡を使い終わって、ハンガー 27 に下げると、汚物が付着した内視鏡の挿入部がカバーシート 19 の側面や前面等に接触することがあるが、カバーシート 19 は防水性を有するから、汚物がカバーシート 19 に染み込むことがなく、内部のプロセッサ装置 21 や光源装置 22 を汚染させることがない。医療用カート 11 の使用が終了した後、カバーシート 19 に付着した汚物を綺麗に拭き取り、アルコール等で消毒するようにすれば、長期間にわたってカバーシート 19 を清潔に使用することができる。

【0034】

なお、ハンガー 27 及びハンドル 28 を天板 15 から取り外してから、丸孔 19a とフック 31 との係合を解除して、カバーシート 19 を上方に引き上げることにより、カバーシート 19 をカート本体 18 から取り外すことができるから、別の新しいカバーシートに取り替えることも容易にできる。

【0035】

また、プロセッサ装置 21 や光源装置 22 などの医療用の機材は、カバーシート 19 をカート本体 18 に被せる前に棚板 16, 17 や底板 13 の上面に載置するのが望ましいが、窓部 19d ~ 19f から出し入れ可能な程度の大きさの機材であれば、カバーシート 19 をカート本体 18 に被せた後から、棚板 16, 17 等に載置してもよい。

【0036】

次に、本発明の第 2 実施形態について、図 2 を参照して説明する。医療用カート 41 は、上記第 1 実施形態と同様の構成をしたカート本体 42 と、このカート本体 42 の外側に着脱自在に被せられ、上述したカバーシート 19 と同様に、上部に開口を有する形状のネット 43 (カバー部材) とからなる。ネット 43 は、図面上では判りやすくするために網目を粗く描いているが、実際には、非常に細かい網目で編まれている。

【0037】

ネット 43 は、これを構成する編み糸が、上記第 1 実施形態のカバーシート 19 と同様に、熱可塑性ポリウレタンエラストマーやシリコン変性熱可塑性ポリウレタンエラストマーなどの柔軟性、耐久性、耐水性のある材料から形成されているため、網目の細かさと

10

20

30

40

50

相俟って、ある程度の防水性を確保している。このある程度の防水性とは、ほぼ施術時間内で有効な程度ということであり、もし汚物や水がネット４３の外表面にかかった場合、時間の経過とともに網目から汚物や水がネット４３の内側まで入り込み、カート本体４２の棚板に載置された機材を汚染するおそれがあるため、施術終了後、速やかにネット４３をカート本体４２から取り外し、ネット４３を洗浄することが望ましい。

【００３８】

また、ネット４３は、弾力性に富む材料から形成されているため、ネット４３を指先で押圧することにより、自在にネット４３が凹ますことができる。これにより、カート本体４２にネット４３を被せたままの状態で、カート本体４２の棚板に載置された機材を操作することができる。

10

【００３９】

ネット４３は、この編み糸として、例えばナイロンに純度９９％の銀をコーティングした導電繊維を用いると、機材から発する電磁波が患者に影響を及ぼすことを防止することができ、まれに存在する電磁波過敏症の患者のために好ましい。

【００４０】

カート本体４２を構成する天板４４，底板４５の各周面の前側，後側に、上述したフック３１と同様のフック４６，４７を取り付けてある。フック４６は、前側，後側にそれぞれ２個ずつ、合計４個が設けられている。同様に、フック４７も４個設けられている。また、フック４６は、この先端側の向きが上方に向くように取り付けられ、フック４７はフック４６と逆に、先端側の向きが下方に向くように取り付けられている。

20

【００４１】

ネット４３をカート本体４２に装着する際には、ネット４３をカート本体４２の上方から被せ、まずフック４６にネット４３の上方部の網目を係合させ、この後、フック４７にネット４３の下方部の網目を係合させることにより、ネット４３がフック４６，４７の間で適度に引っ張られ、弛むことなくカート本体４２に装着される。

【００４２】

第１，第２棚板４８，４９の上面に載置されている医療用の機材としてのプロセッサ装置５０，光源装置５１に、例えば内視鏡のユニバーサルコード（図示せず）を接続する場合、ネット４３の編み糸の弾力性を利用して、プロセッサ装置５０，光源装置５１前方のネット４３の網目（「窓部」に該当）を治具等を用いて押し広げ、この網目から内視鏡のユニバーサルコードを差し込む。この後、編み糸の弾力性によりユニバーサルコードの外周に密着するように網目が閉じられるから、この網目から汚水等が入り込んでプロセッサ装置５０，光源装置５１を汚染するおそれはない。

30

【００４３】

以上説明した第１実施形態では、カバーシートの上方部の位置決めを行なうために、カバーシートの上方部に額縁状の枠部を連設したが、本発明はこれに限定されることなく、例えば、上記第２実施形態と同様に、天板の周面にもフックを取り付け、カバーシートの上方部にフックと係合する孔を形成してもよい。なお、この孔は、上記実施形態のように丸孔でもよいが、例えば矩形状でもよい。

【００４４】

また、カバーシートの上方部の位置決めを行なうために、ゴムバンドでカバーシートの上方部を天板の周面に押し付けるようにしてもよい。また、紐でカバーシートの上方部を天板の周縁部に結わくようにしてもよい。また、強力な磁石をカバーシートの上方部に装着し、この磁石が天板の周面に取り付けた金属板に吸着されるようにしてもよい。また、点ファスナー（スナップボタン）を用いてもよい。なお、これらの位置決め手段は、カバーシートの下方部の位置決めにも、そのまま流用できる。

40

【００４５】

上記第１実施形態では、カバーシートをカート本体の上方から被せるように装着したが、本発明はこれに限定されることなく、例えばカバーシートの背面に縦方向に切れ目を入れ、この切れ目にファスナーを取り付けることにより、カバーシートを背面側から左右に

50

開閉可能とし、カート本体の前側からカバーシートを装着するようにしてもよい。このようにすると、ハンガーやハンドルを取り外すことなく、カバーシートの着脱を行なうことができる。したがって、この場合、ハンガーやハンドルを固定式としてもよい。

【0046】

上記第1実施形態では、窓部のコの字状の切れ目を窓部を下側から開閉するように形成したが、本発明はこれに限定されることなく、例えば上側から開閉したり、横側から開閉するように、切れ目を形成してもよい。また、窓部を開閉するためにファスナーを用いたが、本発明はこれに限定されることなく、例えばカバーシートに開口を形成し、これに別体の蓋を着脱自在に装着するようにしてもよい。また、ファスナーとして、防水機能付きのものを使用した。窓部の位置によっては、必ずしも完全な防水機能付きのファスナーでなくとも、使用可能である。

10

【0047】

上記第1実施形態では、フックの数を底板の各辺あたり2個ずつ、合計で8個設けたが、本発明はこのような数値に限定されないのは勿論で、例えば、第2実施形態と同様に、カート本体の側面側にはフックを設けず、前面側と背面側とにそれぞれ2個ずつ、合計で4個設けるようにしてもよい。また、フックを底板の周面ではなく、底板の底面に設け、カバーシートの下方の縁を底板の底面側へ折り込んで、縁に形成した丸孔をフックに係合させてもよい。また、フックの代わりにスナップボタンを用いてもよい。

【0048】

上記第1実施形態では、カバーシートを透明または半透明の樹脂シートで形成したが、本発明はこれに限定されることなく、例えば、カバーシートの前面のみを透明にし、他の部分は不透明してもよく、また、全体を不透明の樹脂シートや撥水加工した布で形成してもよい。

20

【0049】

なお、カバーシートの全体を不透明の樹脂シートや撥水加工した布で形成した場合、内部の状態を観察できなくなるが、施術前に医療用装置等の機材を目にすることで不安感を覚える患者に対して、不安感を抑える効果が期待できる。また、電磁波過敏症の患者もまれに存在するため、カバーシートに電磁波防止機能をもたせることが望ましい。

【0050】

また、上記実施形態では、カバーシートとネットの材料の例として、熱可塑性ポリウレタンエラストマー、シリコーン変性熱可塑性ポリウレタンエラストマーを挙げたが、本発明はこれに限定されることなく、透明性を有し、柔軟性、耐久性、及び耐水性のある材料であればよい。なお、ネットの場合は、網目から内側の様子がほぼ判るので、必ずしも透明性を有する材料である必要はない。

30

【0051】

上記実施形態では、底板と天板との間を仕切る棚板の数を2枚としたが、本発明はこれに限定されることなく、例えば1枚あるいは3枚としてもよい。また、上記実施形態では、棚板に載置する機材の例として、プロセッサ装置と光源装置を挙げたが、本発明はこれに限定されることなく、医療用の機材であれば、どのような機材でもよい。

【図面の簡単な説明】

40

【0052】

【図1】本発明の第1実施形態である医療用カートの外観を示す斜視図である。

【図2】本発明の第2実施形態である医療用カートの外観を示す側面図である。

【符号の説明】

【0053】

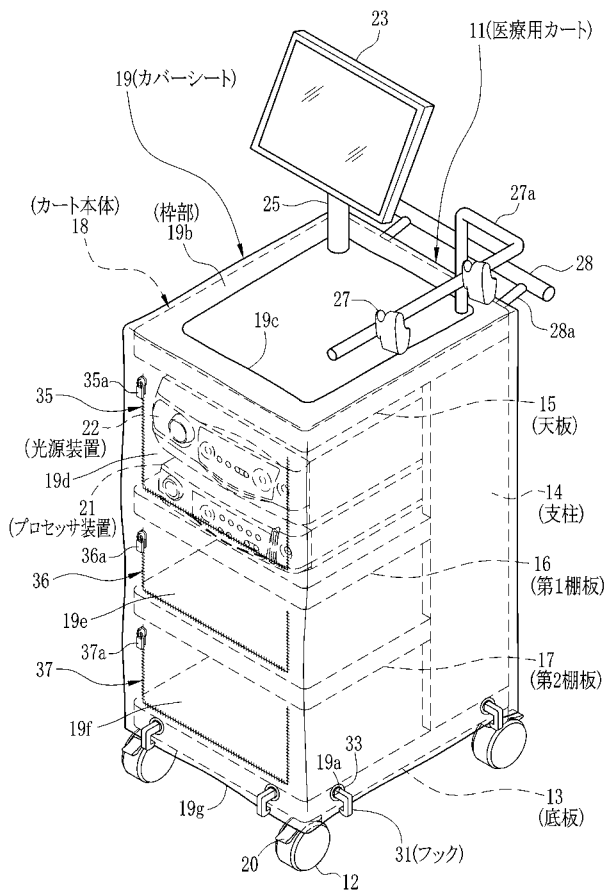
- 11, 41 医療用カート
- 13, 45 底板
- 15, 44 天板
- 16, 48 第1棚板
- 17, 49 第2棚板

50

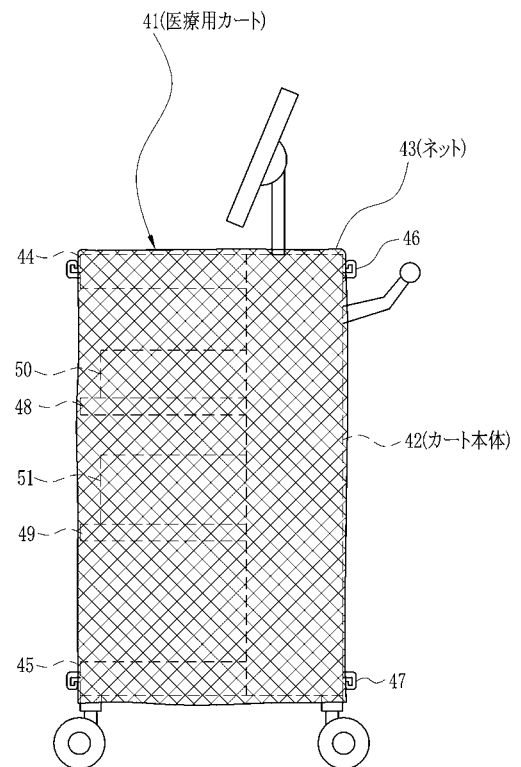
- 18, 42 カート本体
- 19 カバーシート
- 19a 丸孔
- 19b 枠部
- 19c, 19g 開口
- 19d ~ 19f 窓部
- 21, 50 プロセッサ装置
- 22, 51 光源装置
- 23 モニタ
- 27 ハンガー
- 31 フック
- 35 ~ 37 ファスナー
- 43 ネット

10

【図1】



【図2】



专利名称(译)	医疗车		
公开(公告)号	JP2010005256A	公开(公告)日	2010-01-14
申请号	JP2008170211	申请日	2008-06-30
[标]申请(专利权)人(译)	富士写真光机株式会社		
申请(专利权)人(译)	富士公司		
[标]发明人	則信知哉		
发明人	則信 知哉		
IPC分类号	A61B19/02 A61B1/00		
FI分类号	A61B19/02.502 A61B1/00.300.B A61B1/00.650 A61B50/13		
F-TERM分类号	4C061/GG11 4C161/GG11		
代理人(译)	小林和典 饭岛茂		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

本发明的一个目的是不仅在行进期间而且在设备使用期间防止设备掉落，并防止由于污物等引起的设备污染。医用推车（11）具有分隔底板（13）的第一和第二搁架，底板（13）具有脚轮（12），一对柱，顶板（15），顶板（15）和底板（13）。如图16和17所示，圆柱形状覆盖处理器单元21和安装在第一搁板16的上表面上的光源单元22，以便可拆卸地覆盖在车体18的外侧。它由盖板19组成。可以通过紧固件35至37打开和关闭窗口19d至19f设置在盖板19的前表面上。在操作滑块35a以打开窗口19d并将内窥镜的通用线缆连接到处理器装置21和光源装置22之后，滑块35a被操作到可以插入通用线缆的程度。将开度调整到所需的最小值。[选图]图1

